

平成二十三年 第七回 青森市教育委員会定例会 会議録

一 開会日時 平成二十三年七月二十八日(木) 午後三時

二 閉会日時 平成二十三年七月二十八日(木) 午後三時三十二分

三 会議開催の場所 教育研修センター五階 大研修室

四 出席委員

五 欠席委員

六 事務局出席職員

教育部長	小野寺 晃	文化スポーツ振興課長	柳 谷 章 二
理事	板 垣 肇	中央市民センター館長	鎌 田 慎 也
教育次長	金 澤 保	文化財課主幹	西 村 恵 美 子
教育次長	成 田 一 三 三	市民図書館長	平 出 道 雄
浪岡教育事務所長	和 田 比 呂 志	学務課長	土 田 美 貴
浪岡教育事務所事務取扱	館 田 一 弥	学校給食課長	平 出 道 雄
学習環境調整監	塩 崎 章 悦	指導課長	西 村 恵 美 子
総務課長	岸 田 耕 司	浪岡教育事務所教育課長	西 村 恵 美 子
			柳 谷 章 二
			鎌 田 慎 也
			西 村 恵 美 子
			平 出 道 雄
			土 田 美 貴
			月 永 良 彦
			な し
			加 藤 文 男
			齋 藤 実
			川 村 範 規
			今 村 牧 彦
			山 谷 尚 史
			本 間 昭 彦
			伴 間 孝 文
			鳴 海 雄 大

## 七 会議に付議された案件

### (一) 議事

議案第二十七号 平成二十四年度使用中学校用教科用図書の採択について

### (二) 報告

- (一) 平成二十三年全国高等学校総合体育大会の開催について
- (二) 市内中学生が逮捕された事件について
- (三) 市内小学校における盗難事件について
- (四) 市民センター管理運営業務における不適切な支出について
- (五) 自然体験交流施設(旧県青年の家)に係るあおり市民100人委員会の意見について

## 八 会議録署名委員

平 出 道 雄  
月 永 良 彦

## 九 会議の概要

午後三時に委員長が開会を宣言する。会期を一日とし、会議録署名委員を前項八のとおり指名する。

議案第二十七号について、非公開の会議とすることを決定し、宣言する。

事務局から五件の報告をし、平成二十三年第八回定例会の日程を調整した後に議案第二十七号について審議を行い、原案のとおり決定した。

十 会議の状況

(一) 報 告

委員長

それでは報告事項に入ります。

はじめに、(一)「平成二十三年全国高等学校総合体育大会の開催について」事務局から報告をお願いします。

文化スポーツ振興課長から報告

平成二十三年全国高等学校総合体育大会の開催について、ご報告申し上げます。

委員の皆様には、本日午前中の総合開会式にご出席いただいたところでございますが、いよいよ本市での開催競技も始まります。

改めて申し上げますと、今回の全国高等学校総合体育大会から、これまでの単一県での開催ではなくブロック開催として、青森県、秋田県、岩手県の北東北三県を中心に開催されるものであり、青森県での開催は、昭和四十一年以来四十五年振りの記念すべき大会となっております。県内では十二競技種目が開催されます。

本市では、本日の総合開会式を皮切りに、ソフトテニス男子、新体操、登山、卓球、テニスの五競技種目が新青森総合運動公園を中心に開催されることとなっております。

また、本大会の周知を図るため、地元の高校生による「高校生一人一役運動」と連動しまして、全国高校総体の通称であるインターハイにちなんだ百八十一日前カウントダウンイベントを開催し、庁舎前看板及びカウントダウンボードの設置を行ったほか、高校生バンド「Jogin(ジョギン)」が製作した大会応援ソングを活用したPR展開、さらには、東北新幹線全線運転再開おてもなしイベント、AOMORI春フェスティバル、AOMORIマラソン大会などでも高校生の皆様に活躍していただきPRを行って参りました。

本日から十六日までの大会期間、高校生の良き思い出となるような大会運営に万全を期して参りたいと考えております。

委員の皆様には、是非、会場に足をお運びいただき、選手に声援を送っていただきますよう、よろしくお願いたします。

委員長

ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問等はいかがでしょうか。  
無いようであれば次に移ります。

委員長

次に、「二」市内中学生が逮捕された事件について、事務局から報告をお願いします。

指導課長から説明

市内中学生が逮捕された事件について、ご報告申し上げます。

委員の皆様におかれましては、既に新聞報道等で、ご承知のことと存じますが、先般、市内の男子中学生一名が児童福祉法違反の容疑により逮捕されるという事件がございましたのでその概要をご報告いたします。

逮捕された男子中学生十五歳は、去る平成二十三年一月二十日、無店舗型性風俗特殊営業店、いわゆるデリバリーヘルス従業員に対して、県内居住の女子中学生と未成年女性を同店で働くことを知りながら紹介したものであります。

青森警察署では、六月十四日午後八時二十分、この男子中学生を児童福祉法違反の容疑で通常逮捕いたしました。

なお、報告が本日となったことにつきましては、六月十四日の逮捕後におきましても、事件の全容解明に向けた警察の捜査が継続していたことにより、捜査上支障があることから、警察が公表を差し控えていたものであります。

その後、事件の全容が明らかとなり、七月七日の報道発表となったものであります。

中学生が逮捕されたことは、誠に遺憾であり、教育委員会では、七月八日付けで、市内全小・中学校長に対し、夏休みを控えて、児童生徒の行動の変化に注意を払い、同様の事件が生じないように生徒指導の一層の充実に努めるよう緊急の通達を出したところでございます。

今後におきましては、学校、警察をはじめ、その他関係機関等との連携を一層強化し、児童生徒による非行事案の防止に取り組んで参りたいと考えております。

以上でございます。

委員長

ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問等はいかがでしょうか。

西村委員

警察が捜査の関係で公表は控えていたということでしたけれども、その間に教育委員会への連絡は無かったのでしょうか。  
連携強化というお話をしていたのでお伺いします。

指導課長

電話等での連絡はありましたが、その間、子どもはある関係機関に保護されておりました。

委員会

その他、ご質問、ご意見ありませんか。

委員長

無いようですので、次に(三)「市内小学校における盗難事件について」事務局から報告をお願いします。

学務課長から報告

市内小学校における盗難事件について、ご報告いたします。

去る七月四日十六時ころ、青森市立甲田小学校において、野球部員が練習を始めようと、敷地内に設置してあります物置小屋に行ったところ、鍵が壊されて中が荒らされていたことに気づき、同校職員に報告をいたしました。

同校職員が物置小屋に保管されていた物品を確認したところ、「軟式野球用ボール約三十個」、「軟式野球用グローブ二個」が盗まれていたことが判明したものでありますが、そのうち軟式野球用グローブ一個はバックネット近くで発見されております。

このため、同校では、その日の夕方に、青森警察署に被害届を提出いたしました。

同校においては、その前の週の七月一日金曜日、最後の職員が学校を去った二十時頃には異常がなかったことを確認しております。また、事件が判明する前日、七月三日の日曜日十三時頃には、子どもねぶた運行準備のため同校に来た保護者のうちの一人が、鍵が壊されているのを見ていたことが、後に分かりましたので、七月一日の金曜日の夜から、七月三日の日曜日午前にかけて盗まれたものと思われれます。

教育委員会といたしましては、屋外の物置小屋などにおける物品の管理につきまして、同様の被害防止のため、警察や警備会社による巡回強化かど関係機関との連携に努めるよう働きかけて参ります。  
以上でございます。

委員長

ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問等はありませんでしょうか。  
無いようであれば、次に移ります。

次に、(四)「市民センター管理運営業務における不適切な支出について」事務局から説明をお願いします。

中央市民センター館長から説明

油川市民センター管理運営業務における不適切な支出に関して、最終の調査結果がまとまりましたのでご報告申し上げます。

本調査につきましては、本年四月二十日に市民から、油川市民センターの時間外勤務手当について不適切な支出が行われているとの指摘が教育委員会に対してあったことから、緊急に行ったものでございます。

調査方法につきましては、各市民センターを統括しております中央市民センター職員が油川市民センターにおいて、時間外勤務手当や講師謝礼等について関係書類の検査の他、聞き取り調査を実施して参りました。

その調査の中間報告という形で、平成二十三年第六回青森市教育委員会定例会におきまして、まずは館長及び事務業務員の分といたしまして、時間外手当につきましては、平成二十一年度分三件(三名)一万五千九十五円、平成二十二年分八件(四名)五万六千七百二十八円、勤務地内旅費につきましては、平成二十一年度分二件(二名)六千六百円、の支給に際し不適切な支出が行なわれていたことについて、ご報告申し上げたところであります。

その後も引き続き、聞き取り調査等を実施した結果、事務業務員のほか、図書及び夜間業務においても時間外勤務手当の不適切な支出が行われていたことが判明いたしました。

これらを含めた最終的な調査結果といたしましては、配布資料のとおり、時間外勤務手当につきましては、平成二十一年度分九件(九名)四万五千五百八十五円、平成二十二年分七件(四名)五万六千六百六十三円、勤務地内旅費につきましては、平成二十一年度分二件(二名)六千六百円の支給に際し、不適切な支出が行なわれたものであります。

なおこれらの調査の過程において、中間報告の内容の一部に年度の取り違えが判明いたしましたことから修正のうえ、最終的な調査報告結果としてご報告させていただきます。

これらの不適切な支出が行われていた原因といたしまして、時間外勤務手当につきましては、部下業務員が時々、勤務時間外も残っているのに、時間外勤務手当を支給していないことを申し訳なく思った油川市民センター館長が、年度末に人件費の残を見ながら、油川市民センター管理運営協議会会長とも協議・了承を得て、庶務担当事務業務員に命じ、部下業務員毎に勤務実態のない業務名と勤務時間を時間外勤務命令簿に記載させ、時間外勤務手当を支給し

ていたものであります。

また、勤務地内旅費につきましては、勤務地内旅費の規程が無いにも関わらず、当時の館長が部下の庶務担当業務員に命じて勤務地内旅費を支出させていたものであります。

教育委員会といたしましては、これら不適切な支出については、油川市民センター管理運営協議会に対し、返還を求めて参ることとしている他、協議会に対して

- ・ 時間外勤務実施についての業務員の申し出及び管理責任者による確認・命令の徹底
- ・ 時間外勤務命令を受けた本人による命令簿への記載及び具体的な命令事項の記載の徹底

などについて指導を行ったところであります。

さらに、中央市民センターによる年二回のモニタリング調査のほか、月一回程度、業務遂行状況を確認するとともに、服務規律や事務執行に関する研修を実施しながら、指定管理者による適正かつ円滑な運営を図って参りたいと考えております。

委員長

ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問等はございませんでしょうか。  
無いようであれば、次に移ります。

西村委員

管理運営委員会に返還を求めるということですが、その処理の方法は、運営費から支払われるものなのか、あるいは個人に返還を求めるとものなのか、どうなるのかお尋ねいたします。

中央市民

センター館長

指定管理につきましては、管理運営協議会と教育委員会で契約を結んでいるものでありますので、あくまでも管理運営協議会へ返還を求めていくこととなります。

西村委員

そうすると、運営費から補填する形になるのですか。

中央市民

センター館長

補填はございません。

西村委員

とても残念な事ですので、今後このようなことが発生しないように前回、今後の対応についてお知らせいただいたところでありませけれども、今後はこのようなことが無いようにお願いいたします。

教育部長

分かりにくいところもありましたので、私からも説明させていただきます。

指定管理業務につきましては、年度末に運営費を精算をいたしますので、残額につきましては市に返還することとなっておりますので、協議会では余裕のあるお金というのは無い状態でありますことから、協議会へ返還を求めるところとなります。

ただし、協議会でどのような処理をするのかは把握しておりませんが、協議会の方で不適切な部分を市に返還していただく形になります。

委員長

その他、ご質問、ご意見等ございませんか。

なければ次へ移ります。

委員長

次に(五)「自然体験交流施設(旧県青年の家)に係るあおもり市民100人委員会の意見について」報告いたします。

教育部長から説明

自然体験交流施設(旧県青年の家)につきましては、本年第六回本定例会において、より多くの市民の皆様から御意見をいただくため、七月一日開催の平成二十三年度第三回あおもり市民100人委員会に案件として提案することとしたことをご報告いたしました。100人委員会からいただいたご意見をまとめましたので、100人委員会の概要と出されたご意見についてご報告いたします。資料をご覧ください。

100人委員会には、座長も含め五十五名の委員が出席されました。

会議に先立ち、委員の皆様には、自然体験交流施設(旧県青年の家)に関するこれまでの経緯や、「自然体験交流施設(旧県青年の家)開設に向けた方針(素案)」などの資料を事前に配布したうえで、「取得の是非について」を中心にご意見をいただいたところであり、当日の発言者は十六名でありました。

100人委員会では、欠席した委員をはじめ、当日発言の機会がなかった方や、発言の際、言い足りなかった方が



ら、文書等により意見を提出していただくこととしており、当日発言のあった方七名を含む三十四名の方から意見書の提出がありましたことから、旧県青年の家の案件にご意見を出された実人数としては、四十三名となっております。

教育委員会事務局におきましては、いただいたご意見の主旨を十分に吟味し、旧県青年の家の取得に「賛成」、「反対」、「不明」に分類をいたしました。その理由として挙げられた主な項目であります「体験活動の必要性」、「市内にあることの利便性」、「近隣施設との連携の面での優位性」、「建物の耐久性」、「財政面」、「他の施策との優先順位」の六項目について集計を行い、表にまとめております。

表の左側に記載しておりますが、旧県青年の家の取得に「賛成」の方が十七名、「反対」の方が十四名、賛成か反対かはつきりしない「不明」の方が十二名でありました。

それぞれの項目の合計人数を表の一番下に記載しておりますが

体験活動の必要性を理解する方は二十七名であり、理解できないとの意見はありませんでした。

市内にあることの利便性を理解する方は十四名あり、現在のままで十分との意見は、四名でありました。

近隣施設との連携の面で優位性を理解する方は五名あり、優位とは思えないとの意見の方はありませんでした。建物の耐久性は十分であるとの意見はありませんでしたが、老朽化が問題であるとの意見の方は七名でありました。

財政面において、もっとお金をかけるべきとの意見の方は三名、不安、懸念があるとの意見の方は十六名、お金をかけるべきではないとの意見の方は十一名でありました。

他の施策との優先順位につきましては、考慮する必要は無いとの意見の方は一名、考慮すべきとの意見の方は二名、他を優先すべきとの意見の方は五名でありました。

これらの御意見を分析したところ、取得に賛成の方の中には、体験活動の必要性を「理解する」方が十三名、市内にあることの利便性を「理解する」方が八名と多くいらつした反面、財政面に「不安、懸念がある」方は六名いらつしました。

また、取得に反対の方の中には、財政面において「お金をかけるべきでない」との方が十一名、「他の施策を優先すべき」との方が五名と多くいらつした反面、体験活動の必要性を「理解する」方が五名いらつしました。

また、不明の方の中には、体験活動の必要性を「理解する」方が九名、市内にあることの利便性を「理解する」方が五名いらつした反面、財政面に「不安、懸念がある」方が九名と多くいらつしました。

これらのことから、まとめたいしましては、旧県青年の家の取得に賛成の方が、わずかではあります。反対

の方を上回ったこと。また、取得に賛成、又は不明の方の中でも財政面に不安や懸念がある方が多いこと。また、取得に反対、又は不明の方の中でも、体験活動の必要性を理解する方が多いという結果になったものであります。以上が、100人委員会の意見結果でございます。

これらの意見結果を、市議会文教経済常任委員会協議会へご報告するとともに、各会派に出向きまして、ご説明のうえ各会派のご意見も伺いましたことから、その内容につきましても、併せてご報告いたします。

会派説明者にあたっては、各会派に100人委員会での意見結果を報告した上での各会派の御意見を伺いたいと申し出たところ、公明党、市政会・無所属クラブ、市民クラブの三会派から、説明要望がありましたことから、文教経済常任委員会協議会への報告後、七月二十一日から二十二日にかけて、御意見を伺ったものであります。

その主な御意見としては、

- ・三月十一日の震災以降は、財政面での状況が変わり優先度は下がったはずである。
  - ・あの古い建物を購入するのは理解できない。
  - ・自然体験はいいことだが、財源を考えれば施設の取得はどうかと思う。
  - ・年間経費六千万円を均等に各小学校へ振り分けすべし。
  - ・必要性はわかるが、今の財政状況では取得すべきでない。
  - ・施設の必要性を否定する人はいない。しかし、それより先にやるべきであると思う。
  - ・改修が必要な学校全て慣習を終えてからでなければ、取得すべきでない。
- などといったものであります。

教育委員会事務局といたしましては、これらのご意見を踏まえ、改めて教育委員会として、旧県青年の家の取得の是非について、本日ご協議いただきたいと考えておりましたが、ただ今ご説明申し上げましたように自然体験交流施設の必要性を理解するご意見は多いものの、厳しい財政状況の中で施策の優先度や緊急性の点で、旧県青年の家の取得を反対している御意見が多数ありましたことから、教育委員の皆様にご取得の是非を判断していただくためには、市全体の財政見通しや施策の優先度お示しする必要がありますと考えております。

現在、市では来年度の予算編成に向け、今後の市全体の財政見通しや施策の優先度についてとりまとめを行っておりますことから、その結果がまとまり次第、本定例会にご報告申しあげますので、その時点で旧県青年の家の取得の是非について、改めて判断していただきたいと考えております。

以上でございます。

委員長

ただいまの事務局の説明について、御意見、御質問等はありませんでしょうか。

平出委員

ただいまの事務局の意見は大変適切だと思えます。そのような方向で進めていただきたいと思います。

委員長

先月の定例会で、旧県青年の家の取得については、教育委員会としては非常に有意義な教育施設であるとの認識のもと取得を決議したわけでございますけれども、その後の改修費並びに取得費の数字に大きな変化があったこと、また三月十一日の大震災の後に色々は政治課題がでてきたことからすると、施設の取得について一通りの吟味をする必要があるのではないかと申し上げました。

そのような点から、本日の説明を聞きまして市全体の財政的な面から見た観点もいれて検討するのであれば、是非それらも含めて取得についての十分な吟味、検討をいただきたいと思えますのでよろしく願います。

土田委員

今回の100人委員会の意見を拝見いたしましたして、子どもの環境というのは将来に向けて行うものなので、今回の地震があつたことから緊急性が無いとの意見が多くみつけられますけれども、緊急性がないということの後回しにされるのは、残念だなと考えております。その一方で、今回意見を集約したことにより、体験活動の必要性ということについては、明確に三割位の方が期待するという判断をしていらっしゃるということはとても良いことなので、施設の取得ができなかったとしても、体験活動の必要性はこれほど理解されているのであれば、別の方法でも教育委員会として力を入れても良いのではないかと感じております。

委員長

その他、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

委員長

特になければ、次回の定例会について、協議をお願いします。

総務課長

次回の定例会につきましては、八月十一日（木）、午後三時から、場所につきましては、教育研修センター四階第二研修室で開催したいと思います。

委員長

委員の皆様いかがでしょうか。

各委員了承

委員長

御異議がございませんので、次回は、八月十一日（木）といたします。

各委員了承

委員長

先ほど議案第二十七号につきましては、非公開の会議にすることにいたしましたので、青森市教育委員会会議規則第十五条第二項の規定に基づき、委員及び事務局職員のうち、教育部長、理事、教育次長、浪岡教育事務所所長、学習環境調整監、参事、総務課長、指導課長、総務課職員を除き、その他の各課長、傍聴人、記者の皆様は退室をお願いいたします。

平成二十三年七月二十八日開催の平成二十三年第七回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

平成二十三年八月十一日

書 記

船 橋 玲 香

右のとおり相違ないことを認め署名する。

平成二十三年八月十一日

署名委員

平 出 道 雄

署名委員

月 永 良 彦